

広島県告示第四百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する要措置区域

府中市高木町字下川原一〇三〇番一の一部、一〇三二番一の一部、一〇三六番の一部、一〇三七番の一部、一〇三八番の一部、一〇四〇番一の一部、一〇七五番の一部、一〇七六番の一部、一〇七七番の一部、一〇七八番の一部、一〇七九番一の一部、一〇七九番二の一部及び一〇八〇番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第五の一の項の中欄に規定する地下水の水質の測定